

みんなの国保

令和元年度 第1号
 発行/令和元年6月1日
 鶴岡市国保年金課
 鶴岡市馬場町9番25号
 ホームページアドレス
<http://www.city.tsuruoka.lg.jp/>

国民健康保険税の課税限度額・軽減措置に係る所得基準額の改正

国民健康保険税の課税額は、世帯の前年の所得等に応じて3つの内訳区分ごとに計算しますが、それぞれの区分ごとに課税限度額が定められています。また、基準より所得が少ない世帯には、被保険者均等割額と世帯別平等割額を一定割合で軽減しています。

このたび、地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額と軽減の基準が改正されました。

●課税限度額（所得割＋均等割＋平等割の合計の上限）

内訳区分	改正前	改正後
医療保険分 (対象:加入者全員)	58万円	61万円 (+3万円)
後期高齢者支援金等分 (対象:加入者全員)	19万円	19万円
介護保険分 (対象:40~64歳)	16万円	16万円

改正される部分

●軽減判定基準所得額 ※基準額以下が軽減対象

軽減区分	改正前	改正後
7割軽減	33万円	33万円
5割軽減	33万円+(27.5万円 ×被保険者等の数)	33万円+(28万円× 被保険者等の数)
2割軽減	33万円+(50万円× 被保険者等の数)	33万円+(51万円× 被保険者等の数)

改正される部分

国民健康保険税納税通知書は、7月中旬に世帯主（納税義務者）へお送りします。

世帯主及び国保に加入している方の所得額の合計で軽減判定します。未申告の場合、軽減ができません。

国民健康保険への加入・脱退の手続きをお忘れなく！

職場の健康保険（国保組合含む）や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。

また、**加入・脱退・変更などの事由が発生した時**は届出が必要ですので、**14日以内に届出**をお願いいたします。

国保に加入する場合

- 届出が遅れた場合でも、事由ごとの資格取得日（転入日・職場の健康保険等の資格喪失日等）までさかのぼって加入します。
- 国民健康保険税は、資格取得した月から発生します（届出した日からではありません）。

国保を脱退する場合

- 職場の健康保険等に加入（扶養認定）した場合、職場では市役所への届出はしません。ご自身で手続きをおこなっていただくこととなります。
- 届出が行われないと、国民健康保険税の納付義務が継続しますので、ご注意ください。
- 国民健康保険の資格がない期間に、国保の保険証を使って医療機関を受診した場合、国保で負担した医療費を返還していただくこととなります。

～職場の健康保険等には“任意継続制度”があります～
 会社を退職しても一定の条件を満たせば、引続き職場の健康保険に加入することができます。

医療費が高額になった時は…

1ヶ月にかかった医療費の自己負担額の合計が、所得区分に応じた“限度額”を超えた場合、超えた分が申請により、後日高額療養費として支給されます。

なお、医療機関等に「限度額適用認定証」を提示することで、医療機関等の窓口で支払う金額が限度額までとなります。

はがきが届いたら手続きしましょう！

高額療養費支給申請の流れ

①支給該当となる場合、世帯主あてに「高額療養費支給申請のお知らせ」のはがきが届く(毎月末発送)
※診療月から2~3か月後に送付

②市役所・各地域庁舎にて申請手続きをする
※原則、診療月の翌月の1日から2年で時効

③高額療養費の支給
※原則、世帯主名義口座へ振込

限度額適用認定証の申請

医療費が高額になりそうな時は事前に申請を！

- ①限度額適用認定証は、申請により交付しています。必要な方の保険証と印鑑をご持参の上、手続きをしてください。
- ②限度額適用認定証の適用は申請した月の初日からで、有効期限は毎年7月31日までとなっています。引き続き必要な場合は、更新の手続きが必要となります。
- ③70歳以上の現役並み所得者Ⅲと一般世帯に該当する方は、保険証の提示のみで限度額が適用されるため、限度額適用認定証は交付されません。

非課税世帯の方は、入院時の食事代が減額になります。
また、入院日数が90日を超えた場合、さらに減額になります。
詳しくは、国保年金課にお問合せください。

自己負担限度額(月額)

70歳未満の方	所得区分		算定基礎額 ※1	適用区分	自己負担限度額(月額)	4回目以降(過去12ヶ月内)
	住民税課税世帯	上位所得世帯	901万円超	ア	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
600万円超 901万円以下			イ			
一般世帯		210万円超 600万円以下	ウ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	
		210万円以下	エ	57,600円	44,400円	
住民税非課税世帯 ※2			オ	35,400円	24,600円	

※1 算定基礎額: 総所得金額等から基礎控除額(33万円)を引いた額

※2 住民税非課税世帯: 国保加入者全員と世帯主が住民税(市・県民税)非課税の世帯

◆個人の自己負担額が21,000円以上(医療機関単位、医科と歯科、入院と外来は別)の場合、世帯で合算します。

70歳以上75歳未満の方	負担割合	所得区分	課税所得	自己負担限度額(月額)	
				入院+外来(世帯単位)	外来(個人単位)
3割		現役並み所得者Ⅲ	690万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	適用なし
		現役並み所得者Ⅱ	380万円以上	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	
		現役並み所得者Ⅰ	145万円以上	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	
2割		一般世帯	145万円未満	57,600円	18,000円 ※2
		低所得者Ⅱ	住民税非課税	24,600円	8,000円
		低所得者Ⅰ ※1		15,000円	8,000円

※1 低所得者Ⅰ: 住民税非課税世帯でかつ所得(各種収入から必要経費及び控除を引いた額)がない世帯

※2 年間上限144,000円

◆過去12ヶ月内の4回目以降の限度額は、70歳未満と同じ。(低所得者Ⅰ・Ⅱは4回目以降も上記のとおり)

医療費を全額自己負担した時は…

以下のような医療費について全額を支払いした場合は、申請することで、保険で認められた部分の払い戻しを受けることができます。

ただし、**医療費を支払った日の翌日から2年を経過すると時効**になり、支給することができませんので、ご注意ください。

また、医療措置が適切であったかの審査を行うため、申請から支給まで2～3ヶ月程度かかる場合があります。

【申請に必要なもの】

世帯主の印鑑、振込先口座番号（原則世帯主のもの）が分かるもの、領収書

※申請内容によって各種明細書や医師の証明書、その他の書類が必要になります。

急病・緊急その他やむを得ない理由で、医療機関に保険証を提示できなかった

コルセットなどの補装具を製作・購入した（医師の診断によるもの）

輸血のための生血の費用を負担した（親族から提供された場合を除く）

国外で診療を受けた（治療目的で渡航された場合を除く）

接骨院・整骨院にかかった

はり・きゅう、あんま、マッサージを受けた

接骨院・整骨院、はり・きゅう、あんま、マッサージでも保険証が使えますが、使える範囲があります！

■接骨院・整骨院の場合

- ・打撲、ねんざ、挫傷（肉離れなど）
- ・骨折（医師の診察を受けたうえでの同意必要）
- ・脱臼の応急手当

■はり・きゅうの場合

- ・神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症の6疾病
- ※医師からの同意書または診断書の提出が必要

■あんま・マッサージの場合

- ・筋麻痺、筋委縮、関節拘縮など、医学上マッサージを必要とする症例
- ※6ヶ月ごとに、医師からの同意書または診断書の提出が必要

～ 知っていますか？エイズ・HIV感染～

エイズ(AIDS)とは？

日本語では“後天性免疫不全症候群”と言います
“HIV(ヒト免疫不全ウイルス)”に感染して発症する病気です

どんな病気？

HIVは、からだを病気から守っている免疫力を破壊していきます
①感染：感染から数週間以内にインフルエンザに似た症状が出る場合がある
②無症候期：自覚症状はないが、徐々に抵抗力(免疫)が低下していく
③エイズ発症：抵抗力が低下し、日和見感染症(本来なら自分の力でおさえることができる病気)や悪性腫瘍を発症する



(レッドリボン)

HIVの感染経路は？

HIVは、主に血液や精液、膣分泌液に多く含まれているため、『性行為感染』『血液感染』『母子感染』の3つの経路で感染します

感染予防するには？

もっとも多い感染経路は「性行為による感染」です。性行為におけるコンドームの正しい使用は、感染予防にとって有効な手段です

感染の有無を調べるには？

全国の保健所で、無料・匿名(名前を聞かれない)で受けることができます

保険税や医療費などの還付をかたる電話詐欺に注意!!



市では、保険税の還付や高額療養費等の支給をする際、現金自動預払機(ATM)で手続きをしていただくことは**絶対**にありません。

還付金をかたる電話があった場合は、市の担当部署に確認をしてください。

